

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年11月8日（金） 午後1時00分
- 2 会議場所 市役所本庁舎本館3階302、303会議室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 審議事項 諮問第1号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
諮問第2号 令和6年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委 員 神 山 まさ子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委 員 中 舘 一 郎

委 員 小瀬川 玄

委 員 多 田 建 造

委 員 坂 本 秀 樹

公益代表委員

委 員 藤 本 莞 爾

委 員 高 橋 光 雄

委 員 長 坂 佳 江

被用者保険等保険者代表委員

委 員 石 川 知 高

委 員 遠 藤 栄

- 6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委 員 小 國 文 子

委 員 高 橋 好 子

委 員 金 澤 千加子

委 員 中 村 良 則

- 7 会議に出席した職員は次のとおりである。

副市長

八重樫 和 彦

健康福祉部長

今 井 岳 彦

財務部市民税課長

奥 山 俊 至

財務部収納課長

阿 部 善 典

健康福祉部国保医療課長

藤 原 康 之

財務部市民税課副主幹

齊 藤 光 政

健康福祉部国保医療課課長補佐

佐 藤 庸 子

(開会 午後1時00分)

国保医療課長

それでは、これより始めさせていただきます。

初めに確認させていただきます。皆様に、事前に今日の資料を郵便でお送りし、本日お持ちいただくようにお話をさせていただいておりましたが、皆様お持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃれば、こちらで用意しております。大丈夫でしょうか。

では、開会に先立ちまして、会議成立のご報告をいたします。本日は、被保険者代表委員の小國文子委員、高橋好子委員、金澤千加子委員、公益代表委員の中村良則委員から欠席の報告をいただいておりますが、花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める要件を満たしておりますことから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、マスクの着用は個人の判断であること、それから、ご発言の際にはマイクをご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、八重樫副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長

副市長の八重樫でございます。上田市長は、本日、国政の要望ということで上京いたしてございまして、私の方で代わってご挨拶を申し上げます。

日頃から、花巻市政の各般に渡りまして、皆様にはご指導いただき大変ありがとうございます。本日は、もう11月に入りまして、何かとご多忙の折、国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本年5月に、委員の皆様には辞令を交付させていただき、委員をご承認いただいたわけですが、実際の審議は今回が初めてということになります。

辞令交付の際に、市長からのご挨拶の中で、本市の国民健康保険の状況と、そして今後の税率を含めて見直しの必要性についてお話をいただきました。本市の国民健康保険の加入状況を申し上げますと、世帯数、被保険者数ともに減少しているという状況にありますが、その中で高齢者は増加している現状から、被保険者の皆さまに納めていただきます国保税収については少なくなってきています。

一方で医療費の支出につきましては、被保険者の高齢化、そして医療技術が高度化したことにより医療費がかかるということで、1人当たりの医療費は増加傾向ではございますけれども、医療費総額としては、被保険者も減っているということで減少している状況でございます。

その収支はと申しますと、保険税収入の減少割合が、医療費支出の減少割合よりも大きいため、毎年毎年、収入の方が少ないことから、国保の財政としましては赤字という状況になり、予想以上に赤字が増加してきているという現状がございます。

本市といたしましては、国保財政の厳しい運営の中ではございましたが、平成30年度に国民健康保険財政調整基金という蓄えを活用いたしまして、それを国保の財布に充当、繰り入れることによりまして、保険税を引き下げてきたという経緯がございます。

その結果、1人当たりでは現在県内で2番目に低い、それから1世帯当たりでは県内で最も低い保険税額という状況になっておりますが、この財政基金の蓄えも限度がございまして、毎年毎年、繰り入れ、充当している訳でございまして、それもだんだんに尽きてくることもあって、今後、今の税率を維持していくことは難しいと考えているところでございます。

このことを踏まえまして、本日は国保税率の見直し、いわゆる引き上げにせざるを得ないのですけれども、その内容についてご審議をいただきます。詳細はこの後、事務局の方から説明をさせていただきますが、私どもが、いろいろとシミュレーションしながら、検討を重ねてきた結果を、皆様にご説明をさせていただきます。被保険者にとって、一番、厳しい中でも負担が少ないだろうという検討の結果をお話させていただきたいと思います。皆様にはご忌憚のないご発言いただきまして、慎重なご審議をしていただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

国保医療課長

それでは、八重樫副市長より諮問を行います。

(副市長から会長へ諮問書手交)

国保医療課長

ここで花巻市国民健康保険運営協議会藤本会長からご挨拶をお願いします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は多くの委員に出席いただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本日は、先ほど副市長から諮問を頂戴しました「花巻市国民健康保険税の税率改正について」の協議となります。被保険者の生活に大きく関わりのある内容となりますので、どうぞ、慎重な議論と忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。

実りある会議となるよう、スムーズな議事進行に努めますので、委員の皆様にはご協力を賜りますよう、心からお願いして、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いします。

国保医療課長

ここで、八重樫副市長は別の用務がございまして、退席させていただきます。

(副市長退席)

国保医療課長

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により会長が当たることとなっておりますので、藤本会長、よろしくお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

最初に、本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、高橋光雄委員と石川知高委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、初めに報告に入ります。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」から報告第3号「令和6年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」まで、一括して当局より報告願います。

（市民税課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

市民税課長。

市民税課長

それでは、私のほうから報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額等について所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日に専決処分をしたものでございます。

その後、同条第3項の規定によりまして、この専決処分について、令和6年6月18日に市議会臨時会において報告し、議会の承認をいただいております。

資料に基づき報告第1号の内容について説明

国保医療課長

続きまして、報告第2号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。本条例は、9月に開催されました令和6年第3回花巻市議会定例会において議案を上程し、議決されたものでございます。

資料に基づき報告第2号の内容について説明

次に、報告第3号「令和6年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。本補正予算は、6月に開催されました令和6年第2回花巻市議会定例会において議案上程し、議決されたものでございます。

資料に基づき報告第3号の内容について説明

報告事項の説明は、以上となります。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。

当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

(遠藤委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、遠藤委員。

遠藤栄委員

北日本銀行健康保険組合の遠藤と申します。もし差し支えなければ、マイナンバーカードの保険証の登録率と利用率について、直近のわかっている数字で結構ですので教えていただければと思います。

(国保医療課長、挙手)

国保医療課長

花巻市の国民健康保険の登録率、8月の段階が最新の情報ですが、登録率が60%ほど、利用率が20%ほどになっております。被保険者数は大体1万6千人くらいですが、1万人くらいが登録しておりまして、その中で、病院にかかった時の診察のときに使っているのが大体2割くらいになっております。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございます。そのほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

それでは、質問、意見が無いようですので、報告第1号から報告第3号については、以上で終わらせていただきます。

続きまして、審議に入ります。

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び諮問第2号「令和6年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は関連がありますので、一括議題といたします。

当局からの説明を求めます。

(健康福祉部長、挙手)

健康福祉部長

それでは、諮問第1号、諮問第2号の内容につきまして事前にお送りしておりました資料、「花巻市国民健康保険税の税率改正について」によりご説明申し上げます。

資料に基づき協議事項の内容について説明

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。

当局から丁寧な説明をいただきました。これに対して、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（小瀬川委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい。小瀬川委員。

小瀬川玄委員

資料の３ページ、花巻市の国民健康保険の国保会計の現状というところで、平成３０年度に税率の引き下げを行ったということですが、この時点で、どうして引き下げを行ったのでしょうか。

（国保医療課長、挙手）

国保医療課長

平成３０年度の税率改正は、国民健康保険の都道府県化という制度改正がありまして、最終的には県の標準税率に、市の税率を合わせていかなければいけないということがありました。その中で、国民健康保険税の仕組みですが、花巻市は、平等割、均等割、所得割、その他に資産割という４方式で課税していたのですが、その資産割が標準税率ではなくなるという方式でしたので、資産割という方式を廃止して税率を引き下げたというのがあります。税金が下がる分は、基金が１８億円ありましたので、それを使いながら、税率の方式の見直したということでございます。

会長（藤本莞爾委員）

その他にありませんか。

（坂本委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

坂本委員、どうぞ。

坂本秀樹委員

すいません、ちょっと分からないので、もう１回になるのですが、補正予算の４億４千万円ぐらい。これを一般予算から繰り入れることによって、令和１１年度までの税率を上げるのを抑えるというのは、令和１１年度までのトータルの予算ということですね。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長、どうぞ。

国保医療課長

はい。令和11年度までの5年間で4,900円ずつ、毎年度、同じ額で上げていきたいと思います。となった時には、今、基金の残高が3億1,800万円見込んでいますが、この額では足りない。ので、それ以外の部分で4億4,326万3千円を繰り入れまして、総額7億円ほどで、毎年4,900円ずつ上げていくという仕組みになってございます。

坂本秀樹委員

一括で約3年分を入れるということでしょうか。

国保医療課長

その通りです。一括で入れて、それを5年間で使っていくということです。

坂本秀樹委員

それくらい入れる収入といいますか、一般会計の予算があるのですね。収支の議論、議会での採決はこれからということでしょうか。

国保医療課長

はい。これは12月の補正予算で4億4,300万円を一般会計から国保会計に繰り入れるということを議会の方にお諮りするものです。

坂本秀樹委員

収支が結構大きい金額なので、新聞にも載っていましたが、一般市民の方のご理解とか説明が必要なのかなっていうところがあります。

会長（藤本莞爾委員）

その他ございませんか。

（多田建造委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

多田委員、どうぞ。

多田建造委員

この保険税水準の統一化は決定しているようなのですが、負担が増える市町村には激変緩和措置が設けられているということですが、これは具体的にどのような補助なのか。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、国保医療課長。

国保医療課長

国民健康保険の運営主体が、今、都道府県になっておりましたので、県全体の必要な部分を市町村が県の方に納付金という形で納めるという仕組みになっていますが、この納付金額におきまして、保険税水準が統一になることによって、花巻市は負担が増える側になるのですけれど、この納付金の金額が上がる部分を抑えるような財政措置が、県からなされているというものでございます。

（健康福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長、どうぞ。

健康福祉部長

激変緩和措置については、県が全市町村から、先ずそのお金を集めて、それで、納付金が増えるところに再配分するという流れとなります。納付金額が一気に上がってしまうのを緩和して、だんだん上がっていくように市町村の負担を抑えるものです。今、医療費が低いところは納付金も低いのですが、5年間で医療費水準を統一するというもので、納付金の算定における医療費水準の反映を撤廃するという考えです。

会長（藤本莞爾委員）

その他ございませんか。

（遠藤委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

遠藤委員どうぞ。

遠藤栄委員

被用者保険の立場でちょっとお話しします。全体的なところに反対するという訳ではないのですが、私たち被用者保険は、職員の皆さんから保険料を徴収しています。その割合は、約4割以上、保険組合さんによっては、5割になっているところもあるかと思いますが、前期高齢者納付金ということで上納して、集めた保険料が、いわゆる現役世代から高齢者世代へ移転が行われているという状況の中にあります。こういった中にありまして、一般会計から、さらに国保会計に繰入になるということは、保険料の他にさらに税金を払っている中から、国保の保険の方に充当するというので、二重三重に負担をしているというような状況になると思われます。

こういった中にありまして、この花巻市の状況を見ますと、今まで、財政的にも県内では良い状況であり、保険料も抑えられている状況です。これは、やはり保険税徴収にかなり力を入れているといったところもあると思いますし、さらに、医療費の負担を軽減するために、いろんな健康保健

事業を行って、健康増進によって医療費抑制を行うなど、いろいろな努力を大変されている結果が、今まで医療保険料負担が少なかったというところかと思いますが、そこは各市町村によって努力の度合いにかなりの温度差があると思うのですが、そういったところが、今後、全部一緒にされて、今度から花巻市の負担が増えますよということとなると、なかなか納得できないのではないのかなと思うところがあります。

全国的な制度ではあるかと思うのですが、これから花巻市の保険料が上がることにに関して、例えば市議会さんや市民の皆さんから、ご意見などがあれば、ちょっとご披露していただければと思います。

（健康福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、部長。

健康福祉部長

お答えします。今おっしゃった通り、まず一般会計から繰入れることになると、実は国保世帯は全世帯の3割を切っている、被保険者数といたしますと2割を切っているわけでございます。

そうしますと、その他の方は他の医療保険、後期高齢者医療制度含めてですけれども、そういう方も含めた市民の税金を使うということで、やはりそういうお話が一部あります。

ただ今回のポイントは、やはりこの国保の被保険者が置かれた状況から、確かに引き上げは避けられないのですが、そこを緩和するという部分では、やはり、市としてはやむを得ないという判断でございます。

都道府県化につきましては、なかなかやはり難しい。花巻市にとっては、先ほど申し上げました通り負担が増える状況ですが、花巻市の状況としましては、病院に行く人が多いのですけれども、早期受診のためか医療費は低い状況がございます。一方で、医療機関が多い市町村では医療費が高いという状況がございます。この県内33市町村の中で、特に人口が少ないところは、やはり、今後、保険者として成り立たないというのは、実際ありうと思います。そうすると、この都道府県化という広域化は、後期高齢者医療制度もそうですけれども、避けられないのかもしれない。

市議会議員さんからの意見では、そうであれば、もっと国の支援、そもそも国民健康保険ですので、国が支援すべきではないかという意見がありましたが、市としましても全国市長会などを通じて国の支援を要望しているところであり、今後も要望してまいりたいと考えております。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。

遠藤委員、よろしいですか。

遠藤栄委員

はい。

会長（藤本莞爾委員）

いろいろ意見や質問が出たようでございますけれども、この辺で、質問、意見が無いようですので

質疑を終結いたします。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

お諮りいたします。

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び諮問第2号「令和6年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、諮問のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、諮問第1号及び第2号は、諮問のとおり答申することに、決しました。

次に、その他の事項につきまして事務局からありましたら、お願いいたします。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

2点ほど事務連絡をさせていただきます。

1点目ですが、本日委員の皆様には参考図書を2冊お配りしております。ひとつは「運営協議会委員のための国民健康保険必携」というもので、国民健康保険制度について解説したものとなります。運営協議会委員に新しく就任された際にお配りしているものでございますので、お時間のあるときにご覧いただければと存じます。もうひとつは、「岩手の保健」という国保連が発行する冊子となります。5月の辞令交付式の際にもお配りさせていただきましたが、最新号が届きましたので、今回お配りさせていただくものでございます。

次に2点目ですが、次回の会議についてご案内させていただきます。次回は、来年度の予算をご審議いただく内容で、来年の2月中旬頃に開催を考えております。年末か年明けに、日程調整のために、委員の皆様のご都合を確認させていただきますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上となりますが、委員の皆様から何かあればお願いしたいと存じます。

会長（藤本莞爾委員）

委員の皆様からは何かございますか。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

無いようですので、これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長

では、以上をもちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後 1 時 5 2 分）